

都市計画法第 53 条の適用とならない建築物の協議記録書

年 月 日

協議申請人	建築主	住所： 氏名： 連絡先：
	建築主 代理人	住所： 氏名： 連絡先：

協議内容

1. 都市施設名		
2. 申請場所		
3. 主要用途及び構造		
4. 新築・増改築・移転の別		
5. 敷地面積及び建築面積	敷地面積 m ²	建築面積 m ²
6. 添付書類	建築図（敷地図、平面図）	
7. 確認事項	<p>1) 建築物は可能な限り、都市施設より後退し、建築する。</p> <p>2) もし、協議した建築物が都市計画事業を開始する際、都市計画変更及び計画図の縮尺が大きいため起こる誤差により、都市施設に抵触する場合は交渉の協議に応じる。</p>	

上記の建築物については、都市計画法第 53 条の適用とならないことを確認しました。

年 月 日

日南市 総合政策部 未来創生課長

Ⓔ